

平成17年2月7日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課
パブリックコメントご担当御中

日本機械輸出組合
理事・国際業務部門長 関 嘉勝

()

日本機械輸出組合は、わが国の機械輸出貿易の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、日メキシコ経済連携協定をはじめわが国の EPA/FTA 推進を積極的に支援してまいりました。

さて、この度、経済産業省貿易経済協力局貿易管理課よりご要請の「経済上の連携の許可に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」(案)について(概要)に対するパブリックコメントに関し、特定原産地証明制度のユーザーの立場から下記のとおり意見具申いたします。

記

/

意見：制度利用企業と原産地証明管理機関双方に可能な限り簡易であって EPA/FTA による貿易取引の促進に資する規則とする。すなわち原産地証明の信頼性・正確性と原産地証明手続きの簡素化・迅速化が両立したものであって、具体的実務的とすべき。しかし、本パブリックコメントは法律施行規則の概要に対するものであるため、残念ながら私共のコメントも概略に止まらざるを得ず、この重要な問題について十分な意見陳述をおこなえたものとはいえない。よって、本法律施行規則案が具体化した場合には、あらためてパブリックコメントを求めるべきである。

(特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則(案)の全般)

理由：原産地規則と原産地証明書の制度と運用手続は FTA 原産地証明書の発給等に関する法律施行規則は、FTA 特恵の「ただ乗り」防止に必要な範囲で厳格な基準と手続を設定することを原則とするが、同時に制度利用企業と原産地証明管理機関双方に可能な限り簡易な規則とすることによって FTA の特恵関税を利用した貿易取引が拡大することが望まれる。

過度に厳格な制度手続及び企業の商慣行や実務利用に適さない制度手続きの導入は、かかる FTA 特恵関税の利用を阻害するおそれがある。

意見：「特定原産地証明書の発給を申請をすることができる者」として、メキシコへの物品の「輸出者」とともに「生産者」を定めることに賛成する。

（法第 3 条第 1 項関係）

理由：生産者は自らが輸出者になることが多いが、輸出者であるなしに拘わらず、最終的に「物品が特定原産品であることを明らかにする資料」に責任を持っている。また将来にわたって同時に多数の FTA に係る特定・不特定多数の輸出者が求める特定原産地証明に資料提供とそれに伴う責任を持つことになる。とくに汎用性のある製品に関し、生産者が取得した特定原産地証明書が他の異なる複数の特定原産地証明書の発給の共通の基礎として提供されることが期待される。

意見：特定原産地証明書の様式として、記載項目に物品の金額、特に FOB 金額を記入する欄は設けない。

（法第 3 条第 2 項・第 3 項関係）

理由：物品の金額は日々変動する上、FOB 金額の記載は最終バイヤーに物品の買付価格を開示することに等しく、商慣行を破壊することになり、証明書の利用が大幅に減殺されるからである。

意見：原産地判定依頼書に関し、申請物品が関税番号変更方式により原産地決定を要請する場合、取引価額欄への記入を不要とする。

理由：機械産品など多数の部材を用いて複雑な生産工程を経る産品にあっては部材の価額を記載することに膨大な工数を必要とし、汎用部品などに関し関連者でない企業から価格情報を入手することは困難を伴い、商機を失うことが懸念されるため、FTA 特恵関税の利用率が低下するといった事態も予想される。

意見：ある物品の原産地判定依頼に基づく判定を、当該物品が他の物品に組み込まれた場合の域内原産及び累積を計算するための根拠として使用することができるよう配慮する。

理由：国内他社より購入した部分品を組み込んで製品を完成させる場合、当該部分品の原産が問題となるが、当該他社が非関連企業である場合、当該部分品の構成部品の原産比率についてのデータ（即ち当該他社の原価データ等）を入手することは実務上困難である。一方で、かかる情報なくしては域内原産割合の要求を満たすことができない輸出者、製造者が発生することが十分に想定される。よって、当該他社自らが原産地判定依頼書を提出して域内原産部分品であることの決定を受けておくことができるようにし、輸出者・製造者は当該決定に依拠して製品の域内原産比率を計算することができるようにすることにより、輸出者、製造者にかかる実務上の困難を回避する手段を提供し、もって、FTAの利用を促進することに資するものである。

意見：申請書の記載や資料の過誤又は内容変更の場合を除き、更新又は再発給に際して、過去の申請内容に変更がない場合、原産地判定のために提出すべき資料を省略することができるよう便宜を図る。

（第4条3項）

理由：申請書の記載や資料の過誤又は内容変更の場合の微細な変更をチェックしての再提出は、企業の過度の事務負担を強いることになる。

意見：原産地判定依頼書、原産地証明書の様式とその記載要領の内容の設定、当局及び指定機関による審査、及び質問や立ち入り検査において用いられる用語や計算方法等の定義及び解釈について、日メキシコ経済連携協定の付属書として作成されている統一規則に英語及び両国言語による翻訳によって詳細に渡って規定し、申請・審査・立入検査の両国の当局、機関及び企業の間で同一の解釈を確保する。

(法第3条、第4条)

理由：当事者間の定義と解釈の相違は不要な混乱を招くおそれがある。

意見：特定原産地証明書の申請・発給の簡素化・迅速化・低コスト化を将来にわたって図るため、電子情報処理組織を使用して申請を行う場合についての証明書申請の様式と方法を定め、実施のための工程表を公表する。

(法第3条)

理由：特定原産地証明書の申請・発給の簡素化・迅速化・低コスト化は、FTA推進の基本的な推進力となる。

以上

<本件連絡先>

日本機械輸出組合 国際業務部門 通商・投資グループ(関、谷口)

〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館 401

電話：03-3431-9348 FAX：03-3436-6455

担当：通商・投資グループ 谷口 Tel.03-3431-9348